

分析レポート

海外経済金融

名古屋議定書と環境対応

寺林 暁良

環境法整備と名古屋議定書

環境問題が企業などの事業者の経営に大きな影響力を持ち始めて久しい。しかも、近年は「エコブーム」のような一過性の動きではなく、国際的枠組みや国内法の整備によって、法的な拘束力のもとで取組みの継続が求められるものとなりつつある。

こうしたなかで、2010年10月に開かれた生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)では、「ABS(アクセスと利益の配分)に関する名古屋議定書(以下、名古屋議定書)」が採択された。

CBDの目的は生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な利用、の3つであるが、そのなかのの目的が法的実行力を持つことになったのである。

名古屋議定書の概観

CBD-COP10で採択された名古屋議定書は、11年2月に署名開放となり、50カ国が署名した90日後に発効することになっている。

名古屋議定書の目的は、遺伝資源(生き物)を利用する国とそれを提供する国の間の不公平をなくすことである。

先進国等の企業は、医薬品や健康食品、化粧品等の材料として遺伝資源を利用しており、バイオテクノロジーが進展するなかでそれらの研究開発や特許取得がますます盛んになっている。しかしこれまで遺伝資源や利用に関する伝統的知識を

提供する途上国側には経済的な利益が分配されなかったため、「バイオパイレーシー(遺伝資源に対する海賊行為)」として非難されてきた。

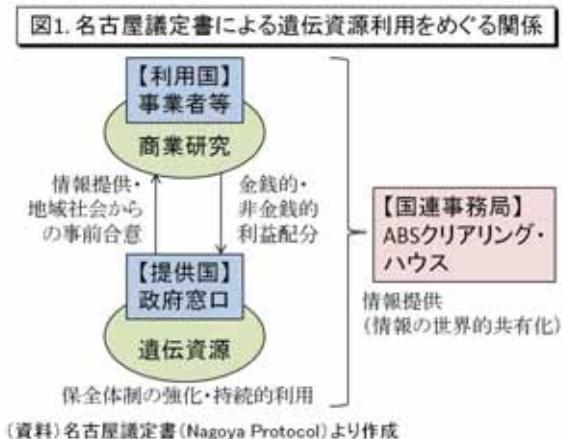
そこで、アクセスや利益分配に関する規制や監視体制など、遺伝資源利用に関する締約国間のルールを定めたのがこの議定書である。

名古屋議定書のしくみ

ABSのルールに関しては、既に02年のCOP6で「ボン・ガイドライン」が制定されているが、名古屋議定書も概ねこの内容に沿った形となっている。

名古屋議定書は、遺伝資源を用いて研究・開発を行おうとする利用国と、遺伝資源を保有する提供国が、利益配分のためにどのように行動すべきかを規定している(図1)。

利用国で実際にステークホルダーとなるのは、研究・開発を行う事業者や研究者などである。利用国の事業者等は、遺伝資源を利用する際に提供国に対して利益配分を行うが、名古屋議定書ではこの利益配分として、研究を始める際に支払う「アクセス料金」、商品化後の商取引に



よって発生する利益に応じて支払う「ロイヤリティー料金」などの金銭的なものに加えて、「研究成果の共有」や「教育訓練」、「技術移転」などの非金銭的なものも挙げている。

一方の提供国は、遺伝資源に関する情報の管理や地域社会との仲介、金銭的配分に関する条件提示などを行う「政府窓口」を設けて利用国に対応する。

さらに、利用国と提供国の間で行われたやりとりは、国連事務局の「ABS クリアリングハウス」という機関に通報することが規定されており、両者の合意内容は世界的に共有され、他地域での遺伝資源利用に関する合意に役立てられる。

両者のメリットと遺伝資源保全の効果

名古屋議定書は、利用国と提供国の双方にとってメリットが見込める経済的枠組みである。

まず、利用国側の事業者等にとっては、法令順守（コンプライアンス）違反、提供国側からの遺伝資源提供の拒否など、経営上のリスクとなる恐れがあるため取り組まざるを得ないという側面も強いが、遺伝資源の提供が明確化・安定化する点は、メリットである。

一方の提供国側にとっては、もちろん金銭的・非金銭的両面の利益配分が大きなメリットである。この利益配分の内容・規模などは、双方の協議によって決められるため現時点では不明確である。ただし、ABS をいち早く国内法で規定している国を例に挙げると、コスタリカでは、事業 1 件につき利用国の調査・研究予算の少なくとも 10% の「アクセス料金」を支払うこととしている。また、フィリピンでは、利用国が遺伝資源を用いた商

品を開発した際、売上の 2% を「ロイヤリティー料金」として支払うこととしている（UNEP 2007）。これらの事例が一応の基準として考えられているようである。

そして、提供国が利益配分を受けるためには、遺伝資源に関する情報管理や資源管理が適切に行われることが必要とされる。そのため提供国は、利用国の協力も得ながら、遺伝資源の持続的利用や生物多様性保全の体制を整えることになる。

このように、名古屋議定書は、生物多様性保全が経済活動のなかに組み込まれるためのスキームなのである。

枠組みへの注目

名古屋議定書は、薬品、化粧品、健康食品、生化学など遺伝資源の利用に関係の深い分野には大きな影響があるだろうが、それ以外の分野への影響は限定的であろう。

しかし、ここで注目したいのは、経済活動のなかに環境問題が組み込まれるという名古屋議定書の枠組みである。生物多様性条約や気候変動枠組み条約では、あらゆる分野で環境保全を市場経済に組み込んでいくための枠組みづくりが協議されており、新たな枠組みの実現に向けた動きが着々と進んでいる。

そういった意味で、名古屋議定書は環境問題を市場に内部化していくという動向の一つのマイルストーンとして捉えられるべきである。事業者にとって、刻々と進展する環境制度に関する情報収集などの対応がますます重要となる。

参考文献

・UNEP (2007) *Overview of Recent Developments at National and Regional Levels Relating to Access and Benefit-Sharing.*